

# 品川区職員自己啓発助成要綱

制定 昭和 62 年 4 月 18 日 要綱第 33 号  
改正 平成 7 年 3 月 28 日 要綱第 18 号  
改正 平成 17 年 4 月 22 日 要綱第 37 号  
改正 平成 26 年 4 月 1 日 要綱第 2 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、教育機関が実施する通信教育もしくは通所講座、または指定された検定を自発的に受講し、または受験する職員に対し、受講料または検定料の一部を助成することにより自己啓発の促進を図り、職員の資質および能力の向上に資することを目的とする。

(講座および検定の内容)

第 2 条 助成の対象となる講座は、総務部長があらかじめ指定するものまたは職務に必要な知識および技能の習得と認めるものとする。

2 助成の対象となる検定は、総務部長があらかじめ指定するものとする。

(助成の資格)

第 3 条 助成を受けることができる者は、品川区の常勤職員および再任用職員とする。

(助成金額)

第 4 条 助成金の額は、予算の範囲内において総務部長が定める。

(助成の申請)

第 5 条 助成を受けようとする者は、自己啓発助成申請書を総務部長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第 6 条 総務部長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ助成の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第 7 条 前条の規定により助成を決定された者は、講座修了後または検定受験後、総務部長に対し、当該教育機関等が発行する修了の証明書または検定結果の通知書および受講料または検定料の領収書等を添え、自己啓発助成金交付請求書を提出しなければならない。

2 総務部長は、前項の請求があったときは、その内容を審査のうえ助成金を交付するものとする。

(その他)

第 8 条 この要綱の実施について必要な事項は、別に総務部長が定める。

付 則 この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (平成 7 年 3 月 28 日第 6 条改正 要綱第 18 号)

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (平成 17 年 4 月 22 日第 3 条改正)

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (平成 26 年 1 月 24 日第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条改正)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 品川区職員大学オープンカレッジ受講助成要綱（平成24年5月29日要綱第135号）を廃止する。